学校安全ネット通信№16（2017.1110発行）

～ともに～ 皆心一つに

シンポジウムの報告 （2017年9月27日開催）

講師　高石啓人さん

スクールソーシャルワーカーの法制化と今後の課題

～ ２０１９年度中学校全校区配置を前にして～

スクールソーシャルワーカーの法的位置づけをめぐって

（曖昧な資格条件）

☆社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考する

☆ ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者、職務内容を適切に遂行できる者

☆ 社会福祉の専門的技量が求められる一方で、担保されない可能性が導入当初から存在していた。⇔社会福祉士資格保持者の偏在

（導入までの議論）

第120回国会での文教委員会（1991年）

- 不登校対応（適応指導教室以外の政策実施の可能性）として、福祉的支援の可能性について宇都宮委員（弁護士）から質問が出る。

「青少年問題に関する特別委員会」（2004年）

- 児童虐待に関する議論の一環として、家族支援、家庭支援の一策として外国の事例として取り上げられ、提言がされた。

→導入時期から、児童虐待対応のひとつとして、特に家庭への介入という視点で論じられていると考えられる。

（実際の導入時の状況）

- スクールソーシャルワーカー実践活動事例集
- SSWに寄せられる期待は非常に大きい
  ⇔その一方で戸惑いの声も…
- 教育委員会や学校に理解が求められるため、事例集の作成を行った。
- しかしながら、「SSW実践活動事例集」以外の取り組みもあり、SSWの概念も未だ統一されたものではない、という表記でとどまる。

（まとめ）

- 答申等の内容からSSWrは拡充されていく方向だと考えられる。
- SSWrの役割を考えると、「第三者性を活用した仲介機能」とも考えられる。
- 学校安全との関連で考えると、いじめ・学校災害の事後対応において、上記の役割が発揮される余地は十分にあると考えられる。

本来であれば、SSWrが予防までに関われるようになれば、学校安全に貢献できる可能性は大いにあると考える。

（課題　子ども支援の方向性について）

- 報告書では、業務内容に言及している部分が多く、子ども支援の方向性に関する議論等はなされていない。
- 「子どもの最善の利益の保障」述べる一方で、意見表明権の確保などは触れられていない。
- 子どもを支援する体制が強化されていっても、子どもの意見表明権が確保されなければ、子どもの置き去りにした支援が展開される（されている）可能性がある。
- 児童福祉分野ではそういった指摘もあることから（堀・栄留2009、津崎2010）、こういった課題にどう対応していくか考えていく必要がある。

⇔子どものケース会議出席やSSWによる子どもの意見表明の仕組みなど

特集

「これで防げる学校体育・スポーツ事故」

シンポジウム参加所感　（弁護士原田敬三）

８月２７日（日）早稲田大学で表記のシンポジウムが開催され、全国から、２００名以上が参加した。参加者はいずれもこの課題に関心をもつ専門家や団体であった。

名古屋の内田良先生、日体育大の南部さおり教授などの学者をはじめ、スポーツ事故の専門弁護士、学校事故関係のNPO等が関心を持つ画期的な企画であった。

法学部教授・NPO法人Safe Kids Japanの山中龍宏医師・産業技術研究所人口知能研究センターの西田佳史研究員・北里大学病院整形外科の東山礼治医師（外科医）・富士市教育員会事務局らが報告者となって３件の課題について①事故の現状及び、②その原因分析解明、さらに③事故解消の提言に及ぶ。

今回は、サッカーゴール転倒事故・組み立て体操（タワー・ピラミッド）事故・むかで競争事故の３事故を検討に取り上げている。

それぞれについての提言内容は、以下のページに掲げるとおりであるが、提言に至る実証が科学的検討であることで画期的といえる。

被害者中心の従前の議論がともすれば①と②どまりで、あとは「事故防止ないし撲滅を目標に掲げてお終り」であったことを考えれば、事故を減少させるための科学的かつ実証的な提言は事故経験者ら事故に関わる者の共通の悲願であったと言ってよい。今回の実践はその意味で革命的第一歩である。

体育や運動会の事故防止を各担当教師らに任せる「現場責任主義」を克服する視点で、「提言」をまとめ上げた主催者らの地道な研究に敬意を表したい。

サッカーゴール転倒事故のメカニズムと予防のための提言

山中 龍宏（緑園こどもクリニック）

◆３つの提言◆

1）ぶらさがらない、懸垂しない

⇒倒すこと自体が極めて危険な作業。転倒時は、1.8トン（アルミ製）～3トン（鉄製）程度の力が発生する危険がある。これは頭蓋骨骨折するレベル（350～500kgf）を大きく上回る力で、実際、数多くの死者が出ている。運搬も労働安全の観点からは一人当たり15kg未満が目安。今日紹介した動画を活用し、児童・先生に危険性を効果的に伝えるのも一案。⇒これが無理な場合は、提言３へ

2）杭に固定する（次善策：100kg以上の重りで固定する）

⇒人は跳びつきたくなる・揺らしたくなる欲求があるので、一人が跳びついても（40kgf発生）転倒しにくいようにする。突風（瞬間最大風速 30m/sで、平均風速だと15～20m/s）では100kgfの力がかかる。ゴールの奥行が60cmなどと危険なゴールも存在。簡単に固定できる製品（重りや杭）が売られており、これを利用する。⇒これが無理な場合は、提言３へ

3）安全な簡易・軽量ゴールの開発・安全基準づくり

⇒強固すぎるゴールが問題で、そのままでは軽量化は困難。軽量で簡易な練習用ゴールが不可欠。練習用としては軽い素材で良い。形状の工夫（奥行をゴール高さよりも長くするなど）によっても、転倒しにくい効果が出せる。傷害リスクが低いのは、海外文献では、18kg以下。

組立体操（タワー、ピラミッド）事故のメカニズムと予防のための提言

三宅 良輔（日本体育大学体育学部）
西田 佳史（国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター）

◆３つの提言◆

1）指導環境に合った高さ

小学生、中学生ではピラミッドは3段、タワーは2段までを推奨。しっかりと練習できる環境のある学校ではピラミッド4段まで。５段以上のピラミッド、３段以上のタワーは原則禁止と考える。

2）新たな価値観の創造

組立体操に対する教員、保護者、地域住民らの意識（頑張れ頑張れという精神論）を変えることが大切。「高さ」や「難易度」に挑戦するだけでなく、「美しさ」や「楽しさ」など新たな価値観創造を目指す。

3）組立体操の理論と安全な指導法の確立

スポーツ庁、日本スポーツ振興センターなど、国の機関がリードをとり、これからの学校教育における組立体操のあり方について提唱し、組立体操の理論と安全な指導法について啓発活動を図る。

ムカデ競走事故のメカニズムと予防のための提言

東山 礼治（北里大学整形外科）

◆３つの提言◆

1）列の人数を減らす

安全のため、20人以上の「大ムカデ」は避ける。~~10~~20人未満を推奨する。

2）伸縮性の素材で足を結ぶ

いわゆる「手ぬぐい」のような素材ではなく、伸縮性のある紐で足を結ぶ。

3）段階的な練習をする

安全のため、最初から「大ムカデ」での練習はしない。最初は足を結ばずに練習するなど、段階的な練習を推奨する。

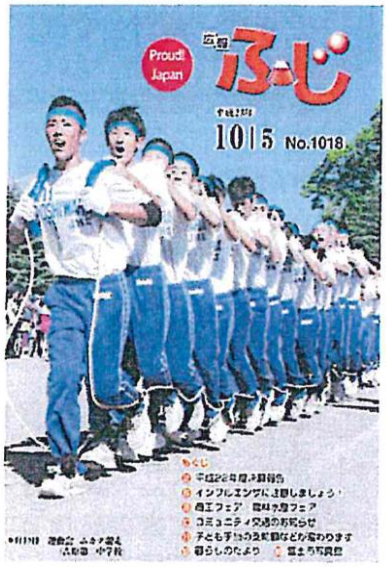

富士市教育委員会提供

【ちょっとお知らせ！】 8月27日当日の司会者は、当会運営委員の入澤充氏でした。

本の紹介　　喜多　明人（早稲田大学）

編著者　フリースクール全国ネットワー
　　多様な学び保障法を実現する会編
発行日　　2017年8月25日
発行　　有限会社東京シューレ出版

教育機会確保法の誕生
子どもが安心して学び育つ

◆本書の目次

序にかえて　普通教育における多様な学びの場の広がりの必然性　　汐見稔幸
第1章　教育機会確保法はどのように誕生したのか　　奥地圭子
第2章　議員連盟は教育機会確保法にどう取り組んだか　馳浩（前文部科学大臣）　河村建夫（超党派フリースクール等議連会長）　林久美子（前参議院議員）　浮島智子（衆議院議員）　伊東信久（衆議院議員）
第3章　教育は人権保障の中核　　前川喜平（前文部科学省事務次官）
第4章　不登校の子どものための教育機会確保法―その読み方　　喜多明人（早稲田大学教授）
第5章　教育機会確保法に期待すること
あとがき　　奥地圭子

◆憲法26条を直接受けた「普通教育の機会」確保法であること◇

2016年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、教育機会確保法という）が成立しました。これを受けて、学校や行政、民間教育団体の現場ではではどのようにこの法律を活用するのか。関係者による法案成立までの経緯や、なぜこの法律が必要なのかについての解説、法律の具体的な運用などについて考察した書物です。

この法律の基本的な特徴、意義は、第3章、前川喜平さんが力説されている通り、憲法26条を直接受けた「普通教育の機会」確保法であることです。日本国憲法26条では、すべての子どもの教育を受ける権利を保障（1項）していくために、親・保護者に対して普通教育を受けさせる義務を課しました（2項）。ところが、この普通教育を受けさせる義務に関しては、戦後70年間一貫して、学校教育法（1947年制定）に定めた「学校」（一条校）へ通わせる親・保護者の就学義務のみで対応させてきました。しかし子どもの学ぶ権利保障の視点に立つと、公教育法制上は、ほんらい子どもや親の求めに応じて学校外の普通教育の機会の確保も必要でした。

第4章（喜多明人執筆）にも記述されていますが、この法律のキーワードの一つは、法律名称にもあるとおり「教育の機会の確保等」という言葉です。この法律は、「教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする」（第1条）とした上で、第2条（定義）の4項で、「教育機会の確保等」という言葉が、①不登校の子どもの教育機会、②夜間中学の教育機会の確保について、①②双方の確保が、「普通教育に相当する教育の機会の確保」という共通の理念に依拠していること、その共通の理念のもとで、①②双方その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。」と定義されています。

この理念をしっかり把握できれば、夜間中学だけ認めるとか、不登校対策法だとかいう言い方がいかに不適切であるかご理解いただけると思います。

【お詫び】　学校安全ネットがお薦めする　この一冊！ Vol.13は 次回に掲載します。

☆学校安全ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対する
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費　★会員　３，０００円　☆賛助会員　５，０００円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します
振 込 先　　００１３０－９－３４６４６３
加入者名　　学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先
学校安全全国ネットワーク
TEL　03－3511－5070
FAX　03－3511－5784
E-mail　uta@yoko-no-heya.jp
HP　http://gakouanzen-network.com

事務局所在地
〒102－0071
東京都千代田区富士見
２－７－２
ステージビル1706号
南北法律事務所　内